

技術提案に関する質問に対する回答

件名	東関東自動車道 下小野第二高架橋耐震補強工事
----	------------------------

番号	質問箇所	質問事項	回答（発注者使用欄）
1	入札公告(説明書)における技術提案 評価項目	【提案4】国道357号の上空で行う吊足場内作業における公衆災害防止に関する提案について、「吊足場内作業」には吊足場の架設・撤去も含まれると考えてよろしいでしょうか？	吊足場の架設・撤去については含まれません。
2	評価基準	留意事項②において、技術提案書に記載する文字の大きさについては指定（10ポイント以上）頂いておりますが、フォントの種類、紙面の余白サイズ、行間や字間の設定については記載がありません。これらについては競争参加者が任意に設定してよいと考えてよろしいでしょうか。	フォントの種類、紙面の余白サイズ、行間や字間の設定は任意に設定していただいて結構です。
3	評価基準	留意事項②において、図表については判読可能であることが求められています。このため、文字サイズについては10ポイント以上ではなく、判読可能であればよいと考えてよろしいでしょうか。	図表については判読可能であれば文字サイズに指定はありません。
4	評価基準	工事現場で添加攪拌する流動化剤は、◇過度なコスト負担を要する提案の取扱いとして『①【提案1・提案2】コンクリートの仕様変更』に該当するのでしょうか。ご教示願います。	コンクリート施工管理要領のA1-5に関連する規定を満足する場合は、◇過度なコスト負担を要する提案の取扱いとして『①【提案1・提案2】コンクリートの仕様変更』には該当いたしません。
5	様式-提案2	評価項目①の「橋脚のコンクリート巻立て補強におけるコンクリート打設時※1の品質確保に関する提案※1打設時とは、コンクリート施工管理要領（令和6年4月）6-1運搬および打込みに関する内容」のうち、提出する際は「※1と、打設時とは、コンクリート施工管理要領（令和6年4月）6-1運搬および打込みに関する内容」部分は削除してもよろしいでしょうか。	削除はしないでください。
6	様式-提案2	評価項目②の「橋脚のコンクリート巻立て補強におけるコンクリート養生時※1の品質確保に関する提案※1養生時とは、コンクリート施工管理要領（令和6年4月）6-2養生に関する内容」のうち、提出する際は「※1と、養生時とは、コンクリート施工管理要領（令和6年4月）6-2養生に関する内容」部分は削除してもよろしいでしょうか。	削除はしないでください。

技術提案に関する質問に対する回答

件名	東関東自動車道 下小野第二高架橋耐震補強工事
----	------------------------

番号	質問箇所	質問事項	回答（発注者使用欄）
7	様式-提案2	様式 - 提案2（技術提案書）に記載する提案内容が文章のみで判読できる場合、図表の掲載は競争参加者の任意であると考えてよろしいでしょうか。	提案内容が文章のみで判読できる場合、図表の掲載は競争参加者の任意です。
8	【提案1】 ※1打設時とは、コンクリート施工管理要領（令和6年4月）6-1運搬および打込みに関する内容	コンクリート施工管理要領（令和6年4月）6-1運搬および打込みの本文において、「なお、本項に記載されていない内容については、コンクリート標準示方書（施工編）によるものとする。」と記載があります。コンクリート標準示方書（施工編）の9.3打込み、9.4締固め、9.5仕上げ、が該当範囲という理解でよろしいでしょうか。	該当範囲として特定の項を想定していません。関連する項全てが適用されるものとお考え下さい。
9	【提案1】 橋脚のコンクリート巻立て補強におけるコンクリート打設時 【提案2】 橋脚のコンクリート巻立て補強におけるコンクリート養生時	「橋脚のコンクリート巻立て補強」とは、設計図中のRC巻立て補強のことであり、縁端拡幅のコンクリートは提案の対象外と考えてよろしいでしょうか。	縁端拡幅のコンクリートについては技術提案の評価対象としません。
10	【提案1】 ※1打設時とは、コンクリート施工管理要領（令和6年4月）6-1運搬および打込みに関する内容 【提案2】 ※1養生時とは、コンクリート施工管理要領（令和6年4月）6-2養生に関する内容	コンクリート施工管理要領（令和6年4月）の6-7 寒中コンクリートと6-8 暑中コンクリートに関する提案は対象外と考えてよろしいでしょうか。	コンクリート施工管理要領（令和6年4月）6-1運搬および打込み、6-2養生に関する項目であれば評価対象となります。

技術提案に関する質問に対する回答

件名	東関東自動車道 下小野第二高架橋耐震補強工事
----	------------------------

番号	質問箇所	質問事項	回答（発注者使用欄）
11	<p>【提案 1】 ※1打設時とは、コンクリート施工管理要領（令和6年4月）6-1運搬および打込みに関する内容</p> <p>【提案 2】 ※1養生時とは、コンクリート施工管理要領（令和6年4月）6-2養生に関する内容</p>	コンクリート施工管理要領（令和6年4月）の6-3 打継目に関する提案は対象外と考えてよろしいでしょうか。	コンクリート施工管理要領（令和6年4月）の6-3 打継目に関する技術提案は評価対象としません。
12	<p>【提案 2】 ※1養生時とは、コンクリート施工管理要領（令和6年4月）6-2養生に関する内容</p>	コンクリート施工管理要領（令和6年4月）6-2養生の本文において、「なお、本項に記載されていない内容については、コンクリート標準示方書(施工編)によるものとする。」と記載があります。コンクリート標準示方書(施工編)の9.6養生、が該当範囲という理解でよろしいでしょうか。	該当範囲として特定の項を想定していません。関連する項全でが適用されるものとお考え下さい。
13	<p>【提案 3】 既設構造物へのアンカー等の削孔による既設構造物の損傷防止に関する提案</p>	<p>提案対象となるアンカーは、特記仕様書 23-4-1 縁端拡幅工 23-4-2 落橋防止構造 23-4-3 段差防止構造 23-9 水平力分担構造 23-10 梁拡幅工 のアンカー工及び 23-11 上部工補強工 の孔明工及び 23-13 橋座補強工 のあと施工アンカー及び 23-14 中間貫通鋼材工 のPC鋼材の配置に必要な既設コンクリート構造物削孔の施工が対象と考えてよろしいでしょうか。</p> <p>異なる場合は、対象箇所をご教示願います。</p>	本工事で実施するすべてのアンカー等の削孔作業が技術提案の対象となります。
14	<p>【提案 3】 既設構造物へのアンカー等の削孔による既設構造物の損傷防止に関する提案</p>	RC巻き立て補強施工時の鉄筋組立アンカー用の削孔および、縁端拡幅工施工時の組立鉄筋アンカー用の削孔（ $\phi 18 \times 58$ ）は提案の対象でしょうか。	本工事で実施するすべてのアンカー等の削孔作業が技術提案の対象となります。

技術提案に関する質問に対する回答

件名	東関東自動車道 下小野第二高架橋耐震補強工事
----	------------------------

番号	質問箇所	質問事項	回答（発注者使用欄）
15	【提案3】 既設構造物へのアンカー等の削孔による既設構造物の損傷防止に関する提案	アンカー工とは、コアボーリング機械を用いたアンカー削孔工で工法指定されていると考えてよろしいでしょうか。若しくは、特記仕様書に示されている削孔径・削孔長・削孔向きを満足していれば、任意の方法でよろしいでしょうか。	アンカー工については、特記仕様書及び設計図面に記載の通り、コアボーリングによる削孔とお考えください。
16	【提案3】 既設構造物へのアンカー等の削孔による既設構造物の損傷防止に関する提案	施工する上で必要な仮設アンカー等も対象範囲に含まれるのでしょうか。	本工事で実施するすべてのアンカー等の削孔作業が技術提案の対象となります。
17	【提案3】 既設構造物へのアンカー等の削孔による既設構造物の損傷防止に関する提案	表中に「既設構造物へのアンカー等の削孔による既設構造物の損傷防止に関する提案」と記載されております。くわえて、「特記仕様書23-4-1-2施工（11）アンカー工の削孔に当たっては、鉄筋探査を行い既設構造物の鉄筋を損傷しないように十分注意しなければならない。」と示しております。ここで、標準案となる鉄筋探査方法（探査深度・使用機械の仕様）をご教示願います。	設計図書及び割掛対象表参考内訳書に示す以外に想定している鉄筋探査方法はありません。
18	【提案4】 国道357号の上空で行う吊足場内作業における公衆災害防止に関する提案	「国道357号の上空で行う吊り足場内作業」の対象工種をご教示願います。	対象工種に指定はありません。貴社が想定する国道357号の上空で行う吊足場作業全てが提案の対象となります。
19	【提案4】 国道357号の上空で行う吊足場内作業における公衆災害防止に関する提案	特記仕様書23-9の水平分担構造の施工（近接調査計測工、上部プラケット、下部プラケット、アンカー工）は、足場内作業と考えてよろしいでしょうか。	吊足場内での作業を想定しているのであれば足場内作業を考えていただいて結構です。
20	【提案4】 国道357号の上空で行う吊足場内作業における公衆災害防止に関する提案	特記仕様書23-10の桁拡幅工の施工（鉄筋探査、表面処理工、アンカー工、鉄筋、型枠、コンクリート）は、足場内作業と考えてよろしいでしょうか。	吊足場内での作業を想定しているのであれば足場内作業を考えていただいて結構です。

技術提案に関する質問に対する回答

件名	東関東自動車道 下小野第二高架橋耐震補強工事
----	------------------------

番号	質問箇所	質問事項	回答（発注者使用欄）
21	【提案 4】 国道357号の上空で行う吊足場内作業における公衆災害防止に関する提案	表中に「国道357号の上空で行う吊足場内作業における公衆災害防止に関する提案」と記載されており、割掛対象参考内訳書の吊足場工費（防護型側面）の数量内訳に栄町高架橋（水平力分担構造）と若松高架橋（水平力分担構造）作業のみ記載されているため、「国道357号の上空で行う吊足場内作業」は、前記のみの作業と考えてよろしいでしょうか。	割掛対象参考内訳書に示す設置箇所は指定するものではないので、貴社が想定する国道357号の上空で行う吊足場作業全てが提案の対象となります。
22	【提案 4】 国道357号の上空で行う吊足場内作業における公衆災害防止に関する提案	表中に「国道357号の上空で行う吊足場内作業における公衆災害防止に関する提案」と記載されており、この吊足場内作業とは、クレーン等の揚重機で資材を揚重し、吊足場内へ資材を受渡す作業も含まれていると考えてよろしいでしょうか。	吊足場内での作業を想定しているのであれば、クレーン等の揚重機で資材を揚重し、吊足場内へ資材を受渡す作業については技術提案の対象となります。
23	【提案 4】 国道357号の上空で行う吊足場内作業における公衆災害防止に関する提案	吊足場の設置撤去作業は提案の対象でしょうか。	吊足場の設置撤去作業は提案の評価対象としません。
24	【提案 3】 既設構造物へのアンカー等の削孔による既設構造物の損傷防止に関する提案	プラケット投入時等、重量物の接触による既設構造物の損傷防止の提案は評価の対象でしょうか。	重量物の接触による既設構造物の損傷防止の提案は評価の対象外です。
25	【提案 3】 既設構造物へのアンカー等の削孔による既設構造物の損傷防止に関する提案	既設構造物の情報について、受注後に既設構造物の構造図や配筋図は、ご提供して頂けるのでしょうか。	契約後であれば提供することは可能です。
26	【提案 4】 国道357号の上空で行う吊足場内作業における公衆災害防止に関する提案	吊足場工（防護型側面）のシート張り防護のうち、標準案で計上されているシートの仕様（厚み・材質等）をご教示願います。	設計図書及び割掛対象表参考内訳書に示す以外に想定しているシートの仕様はありません。